

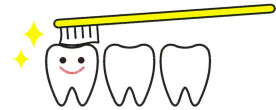
令和元年度

20歳からの歯科健康診査のお知らせ

一生涯を通じておいしく食べられる、きれいな歯でいられるように、この健診を受けましょう。



20歳からの歯科健康診査のおすすめポイント



☆パノラマレントゲン撮影

20歳前後から生えてくる「親知らず」の状態や歯・顎の骨など全体の様子を知ることが出来ます。
※パノラマレントゲン撮影が行えない医療機関があります。ご予約時、指定医療機関にお確かめ下さい。

対象者

諏訪市に住所があり、下記の期間に生まれた方

20歳(H11.4.2～H12.4.1)

25歳(H6.4.2～H7.4.1)

30歳(H1.4.2～H2.4.1)

35歳(S59.4.2～S60.4.1)

実施場所

諏訪市内の歯科医院

(別紙の実施医療機関一覧表をご覧ください。)

実施期間

令和元年8月1日(木)～

令和2年3月31日(火)

※休診日を除く

健診内容

問診、口腔内診査、健診結果説明、レントゲン撮影

(パノラマもしくはデンタル10枚法撮影)

※健診当日は、原則上記の健診のみとなります。
健診結果で歯科治療を希望される場合には、別途費用(医療保険の負担金)が必要となります。

受診時の持ち物

○届いた通知(本状と封筒)

○一部負担金 1,500円

受診時に医療機関へお支払い下さい。
ただし、レントゲン撮影をしなかった場合は500円です。

○保険証

必ずお持ち下さい。

受診方法

※健診受診時に行っていただきたいこと

- 受診を希望する実施医療機関(別紙参照)へ予約したうえで受診して下さい。
※一部の医療機関ではパノラマレントゲンの代わりにデンタル10枚法でのレントゲン撮影になります。予約の際に確認をお願いします。
- レントゲン撮影(パノラマもしくはデンタル10枚法)を行うことが前提ですが、希望されない場合はその旨を医療機関へ伝えて下さい。(健康診査当日で結構です。)

■一部負担金免除証発行について

下記の方は無料で健診を受けられます。

- 市民税非課税世帯、生活保護世帯
- 福祉医療受給者



【免除申請について】

申請場所：諏訪市保健センター

持ち物：印鑑

福祉医療受給者証(お持ちの方)

《個人情報の取り扱いについて》

下記事項をよくお読みいただき、個人情報の収集・利用に同意の上、健診をお申込み、または受診して下さい。

健診について、疾病の早期発見・早期治療および保健指導などによる健康状態・生活習慣改善、検査制度の管理を適切に行うため、次の通り個人情報を利用します。

- ①健康診断サービス(検査・問診・判定・保健指導・事後指導・経年データ管理)
- ②健康診断の管理運営業務(日程管理・事前案内・健診結果報告書発送管理など)
- ③会計・経理
- ④検査業務の委託その他の業務委託
- ⑤健診精度管理(精密検査結果の把握・発見がん追跡調査)
- ⑥医療事故の報告



【問合せ先】 諏訪市保健センター 諏訪市湖岸通り 5-12-18

電話：0266-52-4141 (内線 592)
FAX：0266-58-0019